

石垣市自治公民館連絡協議会自主事業（社会教育学級）実施委託要領

平成 30 年 4 月 26 日

平成 30 年定期総会承認

（目的）

第 1 条 この要領は、石垣市自治公民館連絡協議会（以下「石公連」という。）が開設する社会教育学級の実施を委託する場合において必要な事項を定めることを目的とする。

（委託学級の範囲）

第 2 条 石公連は、各公民館等の伝統文化の継承など地域の活性化のため、次に掲げる社会教育学級を委託に付することができる。

（１）公民館学級、婦人学級、青年学級、成人学級、高齢者学級

（２）その他、石公連が必要と認める社会教育学級又は教室

（委託の対象）

第 3 条 社会教育学級の委託を受けることができる団体（以下「受託者」という。）は、次に掲げる者でなければならない。

（１）石公連に加盟している団体

（２）石公連に加盟している団体の老人クラブ、婦人会、青年会

（３）その他、石公連に加盟している団体が適当と認めた団体で、加盟団体より推薦された団体

（委託申込）

第 4 条 社会教育学級の実施委託を受けようとする者は、学級開設申請書（第 1 号様式）、学習計画書（第 2 号様式）、学級生名簿（第 3 号様式）及び予算書（第 4 号様式）を石公連に提出しなければならない。

（委託契約）

第 5 条 石公連は、社会教育学級の実施を委託しようとするときは、当該年度の予算の範囲内で委託契約（第 5 号様式）を行う。委託契約は随意契約とする。

２ 委託契約の期間は当該年度の総会終了後から翌年 2 月末とする。

（助言と指導）

第 6 条 石公連は、社会教育学級の実施委託契約が締結されたときは、受託者に対し助言と指導を与えることができる。

（修了書の授与）

第 7 条 石公連は、委託学級修了者に対し、修了書を授与する。

(実績報告書の提出)

第 8 条 受託者は、委託学級が閉級した日から 30 日以内に実績報告書（第 6 号様式）、学級実績報告書（第 7 号様式）、収支精算書（第 8 号様式）、出席簿（第 9 号様式）、及び領収書綴り（第 10 号様式）を石公連に提出しなければならない。

(委託金の交付)

第 9 条 石公連は、委託契約を締結した後に委託金を概算払いで交付するものとする。

(委託対象経費)

第 10 条 委託対象経費は、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、食糧費、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費とする。

(交付金の返還)

第 11 条 石公連は、受託者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合において交付金の全部又は一部返還を命ずることができる。

(1) 委託契約に違反した場合

(2) 虚位の申請又は報告をした場合

(3) 委託金を目的外に支出した場合

(委託学級の運営)

第 12 条 受託者は、石公連と協議して委託学級の運営をする。

附 則

この要領は、平成 30 年度総会の日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年度総会の日から施行する。